

[29-15] 保険料返還請求

・平成 29 年 12 月 19 日 裁定終了

<事案の概要>

解約した保険料年払いの保険契約について、未経過保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 17 年 11 月に契約した保険料年払いの医療保険について、以下の理由により解約後の未経過分の保険料を返還してほしい。

- (1)解約請求の案内文書に、平成 22 年以前の契約は未経過保険料が返還されないことについて何も書かれていない。
- (2)上記書面には「解約月の保険料は返金しません」とあるので、解約月の分のみが返金されないものと理解した。
- (3)契約時の約款を見ながら解約の手続きをするようなことはほぼないと思う。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約については、保険法施行前の契約であり、約款において未経過保険料を払い戻す旨の規定がない。
- (2)解約請求の案内文書等は、個別の契約内容について説明しているものではない。
- (3)「解約月の保険料は返金しません」というのは、解約請求書が到着した月に引き落とした保険料は返金しないということを意味するものである。
- (4)解約請求前に、カスタマーセンターから申立人に対し、未経過保険料は返還されない旨を伝えている。

<裁定の概要>

1.裁定手続

裁定審査会は、申立人が事情聴取の実施を希望しなかったため事情聴取は行わず、双方から提出された主張書面および証拠を検討した。

2.裁定結果

上記手続の結果、解約請求の案内文書が不適切であるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。